

積立保険特約目次

(平成24年4月改定)

この特約の主な内容

1 総 則

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始期
- 第3条 特約の保険期間および保険料払込期間

2 積立金

- 第4条 積立金

3 給付金の支払

- 第5条 特約の給付金の支払
- 第6条 給付金の請求手続、支払の時期および場所

4 告知義務および特約の解除

- 第7条 告知義務
- 第8条 告知義務違反による解除
- 第9条 重大事由による解除

5 保険料の払込

- 第10条 定期払込保険料の払込
- 第11条 一時投入保険料の払込

6 積立金からの主契約の保険料の払込

- 第12条 積立金からの主契約の保険料の払込

7 特約の失効・消滅、復活

- 第13条 特約の失効・消滅
- 第14条 特約の復活

8 特約の更新

- 第15条 特約の更新

9 社員配当金

- 第16条 社員配当金

10 特約の解約および払戻金

- 第17条 特約の解約
- 第18条 特約の払戻金

11 特約の内容の変更・その他

- 第19条 積立金の減額
- 第20条 定期払込保険料の払込停止
- 第21条 定期払込保険料の払込再開
- 第22条 定期払込保険料の変更
- 第23条 特約の保険期間の変更
- 第24条 主契約が他の保険契約に変更された場合
- 第25条 管轄裁判所
- 第26条 主約款の規定の準用

12 特 則

- 第27条 主契約を被指定契約とする指定契約がある場合の特則
- 第28条 積立金の定期払出に関する特則
- 第29条 5年ごと配当付医療保険(09)等に付加する場合の特則

別表1 請求書類

別表2 対象となる不慮の事故

積立保険特約

(この特約の主な内容)

この特約は、払い込まれた特約保険料を積立金として所定の利率に基づき積み立て、その積立金の額に応じた災害死亡給付金、死亡給付金および満期給付金を支払うことを主な内容とします。なお、この特約を付加した保険契約の保険料は、この特約の積立金から払い込むものとし、所定の条件を満たす他の保険契約についても、この特約の積立金をその保険料の払込に充当することができます。

1 総 則

(特約の締結)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）からの申込を会社が承諾した場合、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の契約日後、契約者から申出があり、会社がこれを承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。

3 前項の規定により、この特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

(特約の責任開始期)

第2条 会社は、次の各号の時からこの特約上の責任を負います。

- (1) この特約の付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合

この特約の第1回保険料を受け取った時

- (2) 会社の定めた充当金領収証をもってこの特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の付加を承諾した場合

この特約の第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第3条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めるものとします。

2 積立金

(積立金)

第4条 この特約の積立金とは、将来のこの特約の給付金等を支払うために積み立てるこの特約の責任準備金をいい、その金額は、払い込まれたこの特約の保険料等に基づいて会社の定める方法により計算するものとします。

3 給付金の支払

(特約の給付金の支払)

第5条 この特約の給付金の支払は、次のとおりです。

名称	支 払 事 由	支 払 額	受取人	給付金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
災害死亡 給付金	<p>被保険者が次のいずれかの事由に該当したとき。</p> <p>(1) この特約の責任開始（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。以下同じ。）期以後に発生した別表2に定める不慮の事故（以下「不慮の事故（別表2）」といいます。）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内のこの特約の保険期間中に死亡したとき。</p> <p>(2) この特約の責任開始期以後に発病した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第4項に規定する疾病（平成15年11月5日現在規定されている疾病をいい、以下「感染症」といいます。）を直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき。</p>	被保険者が死亡した日未におけるこの特約の積立金の1.1倍相当額	主契約の死亡保険金受取人	<p>次のいずれかにより被保険者がこの特約の災害死亡給付金の支払事由に該当したとき。</p> <p>(1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 主契約の死亡保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>(3) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(4) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) 地震、噴火または津波</p> <p>(8) 戦争その他の変乱</p>

死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき。ただし、この特約の災害死亡給付金が支払われるときを除きます。	被保険者が死亡した日未におけるこの特約の積立金相当額	主契約の死亡保険金受取人	次のいずれかにより被保険者がこの特約の死亡給付金の支払事由に該当したとき。 (1) この特約の責任開始の日から起算して2年以内の被保険者の自殺 (2) 契約者または主契約の死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
満期給付金	被保険者がこの特約の保険期間満了時まで生存したとき。	この特約の保険期間満了時における積立金相当額	契約者	――

- 2 被保険者が生死不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
- 3 被保険者が主契約の死亡保険金受取人の故意または重大な過失によってこの特約の災害死亡給付金の支払事由に該当した場合でも、その受取人がこの特約の災害死亡給付金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払い、支払わない部分についてのこの特約の積立金相当額を契約者に支払います。
- 4 被保険者が主契約の死亡保険金受取人の故意によってこの特約の死亡給付金の支払事由に該当した場合でも、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払い、支払わない部分についてのこの特約の積立金相当額を契約者に支払います。
- 5 被保険者が戦争その他の変乱によってこの特約の災害死亡給付金または死亡給付金の支払事由に該当した場合でも、その原因によって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときは、会社は、この特約の災害死亡給付金または死亡給付金を全額または削減して支払います。
- 6 被保険者が地震、噴火または津波によってこの特約の災害死亡給付金の支払事由に該当した場合でも、その原因によって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときは、会社は、この特約の災害死亡給付金を全額または削減して支払います。ただし、削減後の金額が第1項に定める死亡給付金の支払額を下回る場合には、災害死亡給付金を支払いません。
- 7 免責事由に該当したことによって、この特約の死亡給付金を支払わないときは、会社は、被保険者が死亡した日未におけるこの特約の積立金相当額を契約者に支払います。ただし、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。
- 8 第6条（給付金の請求手続、支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。
- 9 被保険者が災害死亡給付金の支払事由に該当し、災害死亡給付金が支払われる場合、その原因となった不慮の事故（別表2）の発生日または感染症の発病日（被保険者が感染症を発病した日として会社が認めた日をいいます。）以後、被保険者が死亡した日までの間に、第11条の規定による一時投入保険料の払込、第21条第1項の規定による定期払込保険料の払込再開または第22条第1項の規定による定期払込保険料の増額があったときは、当該一時投入保険料、払込再開後の定期払込保険料および増額分の定期払込保険料による積立金額は、災害死亡給付金の支払額の計算の基準となる積立金額には含めません。この場合、その計算の基準となる積立金額に含まれなかった積立金額は、災害死亡給付金とともに主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- 10 第15条（特約の更新）の規定によりこの特約が更新される場合、更新前の特約において支払事由の生じた満期給付金は、契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、第15条第1項に定める更新日に、更新後のこの特約の一時投入保険料（第11条）に充当されたものとして取り扱います。
- 11 この特約の給付金の受取人を第1項に定める者以外の者に変更することはできません。

（給付金の請求手続、支払の時期および場所）

- 第6条 契約者または災害死亡給付金もしくは死亡給付金の受取人は、災害死亡給付金または死亡給付金の支払事由が発生したことを知った場合には、すみやかに当社に通知してください。
- 2 支払事由が生じた災害死亡給付金または死亡給付金の受取人は、遅滞なく別表1に定める必要書類を提出して、災害死亡給付金または死亡給付金を請求してください。
- 3 契約者がこの特約の満期給付金を請求するときは、別表1に定める必要書類を会社に提出してください。
- 4 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める給付金等の支払の時期および場所に関する規定は、この特約による給付金の支払の場合に準用します。

4 告知義務および特約の解除

(告知義務)

第7条 この特約の締結または復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して会社所定の書面で質問した事項について、契約者または被保険者はその書面によって告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第8条 契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

- 2 会社は、この特約の給付金の支払事由が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。
- 3 前項によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約の給付金を支払いません。また、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- 4 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを契約者または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払います。
- 5 本条によるこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。
- 6 本条の規定によってこの特約を解除した場合に第18条の払戻金があるときは、会社は、その払戻金を契約者に支払います。
- 7 会社は、次のいずれかの場合には、本条の規定によるこの特約の解除を行なうことができません。
 - (1) 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかつたとき。
 - (2) 会社のために保険契約締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、前条の告知の際に、契約者または被保険者がその告知をすることを妨げたとき。
 - (3) 保険媒介者が、前条の告知の際に、契約者または被保険者に対し、事実を告げないか、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - (4) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1ヶ月を経過したとき。
 - (5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に給付金の支払事由が生じなかつたとき。

8 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為によらなかつたとしても契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第9条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が、この特約の給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - 工. 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (4) 主契約に付加されている特約または他の保険契約（契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、この特約の給付金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
- 3 前項によりこの特約を解除した場合、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるこの特約の給付金（第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号アからオまでに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。以下本項において同じ。）を支払いません。また、この場合に、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。

- 4 本条によるこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。
- 5 本条の規定によってこの特約を解除した場合に第18条の払戻金があるときは、会社は、その払戻金を契約者に支払います。
- 6 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して第3項の規定を適用しこの特約の給付金を支払わないときは、この特約のうち支払わない給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の払戻金を契約者に支払います。

5 保険料の払込

(定期払込保険料の払込)

第10条 この特約の第2回以後の保険料は、主契約において選択された保険料の払込方法＜回数＞および払込方法＜経路＞にしたがい、主約款に定める払込期月内に払い込むことを要します。この場合、主約款の保険料の払込方法＜経路＞に関する規定は、この特約の保険料の払込について適用するものとします。なお、本条の規定により定期的に払い込むこの特約の保険料を「定期払込保険料」といいます。

(一時投入保険料の払込)

第11条 契約者は、前条に定める定期払込保険料とは別に、会社の定める金額の範囲内で、この特約の保険料を払い込むことができます。なお、本条の規定により不定期に払い込むこの特約の保険料を「一時投入保険料」といいます。

6 積立金からの主契約の保険料の払込

(積立金からの主契約の保険料の払込)

第12条 この特約が付加された主契約（主契約に付加されているこの特約以外の特約を含みます。以下本条、第21条および第22条において同じ。）の保険料は、この特約の積立金から払い込むことを要します。この場合、主約款の規定にかかわらず、主契約の保険料の一括払込および前納は取り扱いません。

2 会社は、前項の規定に基づき、主契約の次の各号の保険料について、この特約の積立金を当該各号に定める時に取り崩すことにより、その払込に充当するものとします。

(1) 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。また、第3号に定める特約の第1回保険料を除きます。）
この特約の第1回保険料を会社が受け取った時

(2) 第2回以後の保険料
その払込期月に払い込まれるべき定期払込保険料が会社に払い込まれた日未。ただし、その払込期月に払い込まれるべき定期払込保険料がない場合は、その払込期月の末日未

(3) この特約の締結後、主契約に特約を中途付加する場合の当該特約の第1回保険料
当該特約に払い込むべき第1回保険料として、一時投入保険料を会社が受け取った時

(4) 主契約を復活する際の延滞保険料（延滞保険料とともに払い込むべき利息その他の会社が定める金額を含みます。以下同じ。）
主契約に払い込むべき延滞保険料として、一時投入保険料を会社が受け取った時

(5) 主契約の保険料払込期間満了日の翌日以後に更新する特約の一時払保険料
当該特約に払い込むべき更新後の一時払保険料として、一時投入保険料を会社が受け取った時

3 前項第2号の規定にかかわらず、同項同号に定める時において、この特約の積立金の額が払い込むべき主契約の保険料の額に満たない場合には、会社は、積立金の取崩を行ないません。この場合、主契約の猶予期間が満了するまでの間に、この特約の保険料が払い込まれること等によりこの特約の積立金の額がその払い込むべき主契約の保険料の額以上となつたときは、その時をもってこの特約の積立金の取崩を行ない、未払込となった主契約の保険料の払込に充当するものとします。

4 第2項第2号において、その払込期月に払い込まれるべき定期払込保険料が払い込まれないことにより、この特約の積立金の取崩が行なわれないまま主契約の猶予期間が満了する場合でも、猶予期間の満了日未におけるこの特約の積立金の額が当該払込期月に払い込むべき主契約の保険料の額に足りるときは、その猶予期間の満了日未をもってこの特約の積立金の取崩を行ない、当該払込期月の主契約の保険料の払込に充当するものとします。

5 本条の規定により払い込まれる主契約の保険料は、第2項各号に定める時（前2項に該当する場合には、当該各項に定めるところによってこの特約の積立金の取崩が行なわれる時）をもって会社に払い込まれたものとみなします。

6 本条の規定により払い込まれた主契約の保険料については、領収証は発行しません。

7 主契約の保険料の払込が免除された場合には、以後、主契約の保険料の払込について本条の規定は適用しません。

7 特約の失効・消滅、復活

(特約の失効・消滅)

第13条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

2 主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約も消滅したものとみなします。

(特約の復活)

第14条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

2 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主契約のその復活の際の責任開始の時から、復活後のこの特約上の責任を負うものとします。

8 特約の更新

(特約の更新)

第15条 この特約の保険期間満了の日が主契約の保険期間満了の日前にある場合、契約者がこの特約の保険期間満了の日の2カ月前までにこの特約を更新して継続しない旨会社の本社に書面をもって通知しない限り、この特約の保険期間満了の日の翌日（以下「更新日」といいます。）に、この特約は、更新して継続されます。

2 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険期間満了の日をこえることとなるときは、更新後のこの特約の保険期間を主契約の保険期間満了の日まで短縮して更新します。

3 この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が行なわれる場合には、契約者から特に申出のない限り、この特約も主契約と同時に更新するものとします。この場合、前2項の規定を準用します。

4 この特約が更新された場合には、次の各号により取り扱います。

(1) この特約の災害死亡給付金および死亡給付金の支払ならびに告知義務違反による解除に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

(2) 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項を適用します。

5 この特約を更新した場合には、会社は、その旨を契約者に通知します。

9 社員配当金

(社員配当金)

第16条 この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用し、主契約の社員配当金に加えて支払います。

10 特約の解約および払戻金

(特約の解約)

第17条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の払戻金)

第18条 この特約が解除もしくは解約された場合または第13条（特約の失効・消滅）第2項の規定により消滅した場合には、会社は、この特約の払戻金があるときはこれを契約者に払い戻します。

2 前項の払戻金額は、次の各号に定める日末におけるこの特約の積立金相当額とします。

(1) この特約が解除された場合

会社が解除の通知を発信した日。ただし、被保険者が死亡したときは、その死亡日

(2) この特約が解約された場合

この特約の解約日

(3) この特約が第13条（特約の失効・消滅）第2項の規定により消滅した場合

主契約の消滅日

3 主約款に定める給付金等の請求手続、支払の時期および場所に関する規定は、本条の場合に準用します。

11 特約の内容の変更・その他

(積立金の減額)

第19条 契約者は、いつでも別表1に定める必要書類を会社に提出して、将来に向かってこの特約の積立金を減額することができます。ただし、減額後の積立金の額が会社の定めた金額に満たないときは、本条の取扱をしません。

2 前項の規定によって積立金が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、その部分に対応する払戻

金を契約者に払い戻します。

(定期払込保険料の払込停止)

第20条 第10条（定期払込保険料の払込）の規定にかかわらず、契約者は、この特約の積立金が会社の定める金額以上で、かつ、この特約が主契約の契約日から起算して2年以上継続している場合に限り、別表1に定める必要書類を会社に提出して、次の払込期月以後の定期払込保険料の払込を停止することができます。

(定期払込保険料の払込再開)

第21条 前条の規定により定期払込保険料の払込を停止した後、契約者は、別表1に定める必要書類を会社に提出して、定期払込保険料の払込を再開することができます。この場合、払込再開の申出があった日の属する月以後の契約者が希望する払込期月から定期払込保険料の払込を再開します。

2 前条の規定により定期払込保険料の払込が停止されている場合において、会社は、この特約の積立金の額が積立金から払い込むべき主契約の保険料に不足すると認めたときは、契約者に通知を行ない、その不足することとなる払込期月から定期払込保険料の払込が再開されたものとして取り扱います。

(定期払込保険料の変更)

第22条 契約者は、別表1に定める必要書類を会社に提出して、会社の定める範囲内で将来の定期払込保険料を変更することができます。この場合、主契約の契約日または前回の変更日から1年以上（保険料の払込方法＜回数＞が年払契約の場合は2年以上）経過していることを要します。

2 前項の規定により定期払込保険料が減額され、定期払込保険料がこの特約の積立金から払い込むべき主契約の保険料を下回っている場合において、会社は、この特約の積立金の額が積立金から払い込むべき主契約の保険料から定期払込保険料を差し引いた金額に不足すると認めたときは、契約者に通知を行ない、その不足することとなる払込期月から、定期払込保険料が積立金から払い込むべき主契約の保険料と同額に増額されたものとして取り扱います。

3 保険契約の更新、特約の中途付加等の事由により、この特約の積立金から払い込むべき主契約の保険料が増額となる場合には、会社は、その増額となる日の属する月以後の定期払込保険料を増額することができます。

4 保険金額または給付金額の減額（特約の消滅を含みます。）等の事由により、この特約の積立金から払い込むべき主契約の保険料が減額となる場合には、契約者から特に申出のない限り、その減額となる日の属する月以後の定期払込保険料も、積立金から払い込むべき主契約の保険料の減少額と同額分減額されるものとします。ただし、この減額により定期払込保険料が「0」以下となるときは、定期払込保険料の払込が停止されたものとして取り扱います。

(特約の保険期間の変更)

第23条 この特約のみの保険期間の変更は取り扱いません。

2 主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間満了の日が主契約の保険期間満了の日をこえることとなるときは、この特約の保険期間も同時に主契約の保険期間満了の日まで短縮されるものとします。

3 前項の規定によってこの特約の保険期間が短縮された場合には、保険証券に表示します。

(主契約が他の保険契約に変更された場合)

第24条 この特約が付加された主契約が5年ごと利差配当付新医療保険または5年ごと配当付医療保険(09)の場合で、主約款の規定により主契約が終身医療保険契約に変更されるときは、この特約も同時に変更後の終身医療保険契約を主契約とする特約へ変更されるものとします。

2 前項の規定によってこの特約が変更された場合には、次の各号のとおり取り扱います。

(1) 変更後の特約の責任開始の日は主契約の変更日とし、変更前のこの特約は、その変更日の前日の満了時に消滅するものとします。この場合、その消滅時におけるこの特約の積立金は、主契約の変更日に、変更後の特約の一時投入保険料（第11条）に充当されるものとします。

(2) 災害死亡給付金および死亡給付金の支払に関する規定の適用に際しては、変更前のこの特約の保険期間と変更後の特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(3) 変更後の特約には、主契約の変更日現在の特約条項を適用します。

3 第1項の規定によってこの特約の変更が行なわれた場合には、保険証券に表示します。

(管轄裁判所)

第25条 この特約の給付金等の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第26条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

12 特 則

(主契約を被指定契約とする指定契約がある場合の特則)

第27条 この特則は、主契約を被指定契約（保険契約指定特約第1条第2項の規定により指定される保険契約をいいます。）とする指定契約（保険契約指定特約が付加された保険契約をいい、これに付加されている特約を含みます。）がある場合に適用します。

2 会社は、前項の指定契約の保険料を保険契約指定特約の規定にしたがってこの特約の積立金から払い込むため、この特

約の積立金を取り崩します。この場合、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第12条（積立金からの主契約の保険料の払込）第3項および第4項の規定中、「主契約の保険料の額」とあるのは「主契約および主契約を被指定契約とするすべての指定契約の保険料の合計額」と読み替えます。
 - (2) 本項に定める積立金の取崩は、第12条第2項から第4項までの規定を準用して行なうものとします。ただし、主契約の契約日後に締結する指定契約の第1回保険料については、その指定契約に払い込まれるべき第1回保険料として、一時投入保険料を会社が受け取った時にこの特約の積立金の取崩を行ない、その払込に充当します。
 - (3) 第21条（定期払込保険料の払込再開）第2項および第22条（定期払込保険料の変更）第2項から第4項までの規定中、「主契約の保険料」とあるのは、「主契約および主契約を被指定契約とするすべての指定契約の保険料の合計額」と読み替えます。
- 3 積立金の定期払出に関する特則（第28条）がこの特則とあわせて適用されるときは、前項第1号および第3号の規定は適用せず、第28条第2項第1号および第4号のただし書に定めるところによるものとします。

（積立金の定期払出に関する特則）

第28条 この特則は、主契約と契約者を同一とする会社が提携している保険会社（以下「提携保険会社」といいます。）の保険契約がある場合で、契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに適用します。

2 この特則が適用された場合には、会社は、前項の提携保険会社の保険契約（付加された特約を含み、以下「対象契約」といいます。）の保険料に相当する金額（以下「対象契約の保険料相当額」といいます。）を定期的にこの特約の積立金から払い出すことにより、対象契約の保険料の送金にあてることします。この場合、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第12条（積立金からの主契約の保険料の払込）第3項および第4項の規定中、「払い込むべき主契約の保険料の額」とあるのは「払い込むべき主契約の保険料と払い出すべき対象契約の保険料相当額の合計額」と読み替えます。ただし、前条に定める指定契約がある場合には、「払い込むべき主契約および主契約を被指定契約とするすべての指定契約の保険料と払い出すべき対象契約の保険料相当額の合計額」と読み替えるものとします。
- (2) 対象契約の第1回保険料および第2回以後の保険料の送金にあてられるべき対象契約の保険料相当額の払出の時期については、第12条第2項第1号および第2号、第3項ならびに第4項の規定を準用するものとします。
- (3) 前号のほか、契約者から申出があった場合には、会社は、契約者が対象契約を復活するために提携保険会社に払い込むべき未払込保険料に相当する金額をこの特約の積立金から払い出すことにより、当該未払込保険料の送金にあてることを取り扱います。ただし、その払出時におけるこの特約の積立金の額が払い出すべき金額に満たない場合には、払出を行ないません。
- (4) 第21条（定期払込保険料の払込再開）第2項および第22条（定期払込保険料の変更）第2項から第4項までの規定中、「払い込むべき主契約の保険料」とあるのは、「払い込むべき主契約の保険料と払い出すべき対象契約の保険料相当額の合計額」と読み替えます。ただし、前条に定める指定契約がある場合には、「払い込むべき主契約および主契約を被指定契約とするすべての指定契約の保険料と払い出すべき対象契約の保険料相当額の合計額」と読み替えるものとします。

3 次のいずれかに該当した場合には、以後、その対象契約の保険料相当額について、この特則による積立金からの払出は行ないません。

- (1) 主契約の契約者が対象契約の契約者と異なる者となったとき。
- (2) 対象契約が消滅したとき。
- (3) 対象契約の保険料の払込を要しなくなったとき。
- (4) 対象契約の保険料相当額について、契約者からこの特則による払出を行なわない旨の申出があったとき。

（5年ごと配当付医療保険(09)等に付加する場合の特則）

第29条 この特則は、この特約を5年ごと利差配当付終身医療給付保険、女性特定医療保険、5年ごと配当付医療保険(09)または5年ごと配当付終身医療保険(09)に付加する場合に適用します。

2 第5条（特約の給付金の支払）第1項、第3項、第4項および第9項の規定中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは、「特約死亡給付金受取人」と読み替えます。

3 前項の特約死亡給付金受取人は、この特約の締結時に契約者が被保険者の同意を得て指定するものとします。

4 特約死亡給付金受取人の変更については、次の各号に定めるところによるものとします。

- (1) 契約者は、災害死亡給付金および死亡給付金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、特約死亡給付金受取人を変更することができます。
- (2) 契約者が前号の変更を請求するときは、別表1に定める書類を会社に提出して下さい。
- (3) 第1号の通知が会社に到着した場合には、特約死亡給付金受取人は当該通知が発信された時にさかのぼって変更されます。ただし、当該通知が会社に到着する前に変更前の特約死亡給付金受取人に災害死亡給付金または死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約死亡給付金受取人から重複してその給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (4) 第1号から前号までに定めるほか、契約者は、災害死亡給付金および死亡給付金の支払事由発生前に限り、法律上有効な遺言により、特約死亡給付金受取人を変更することができます。
- (5) 前号の特約死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力は生じません。
- (6) 前2号による特約死亡給付金受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これ

を会社に対抗することができません。

- (7) 契約者の相続人が前号の通知をするときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。
- (8) 本項の規定により特約死亡給付金受取人を変更した場合、会社は、保険証券に表示します。
- (9) 特約死亡給付金受取人が災害死亡給付金または死亡給付金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約死亡給付金受取人とします。
- (10) 前号の規定により特約死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前号の規定により特約死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡給付金受取人を特約死亡給付金受取人とします。
- (11) 前2号により特約死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

5 第2項から前項までの規定にかかわらず、この特約を5年ごと配当付医療保険(09)または5年ごと配当付終身医療保険(09)に付加した場合で、主契約において死亡時払戻金受取人が指定されているときは、第5条(特約の給付金の支払)第1項、第3項、第4項および第9項の規定中、「死亡保険金受取人」とあるのを「死亡時払戻金受取人」と読み替えます。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 災害死亡給付金の支払 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 災害死亡給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
2 死亡給付金の支払 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 死亡給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券
3 満期給付金の支払 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 満期給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (4) 保険証券
4 払戻金の支払 (第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
5 積立金の減額 (第19条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
6 定期払込保険料の払込停止 (第20条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
7 定期払込保険料の払込再開 (第21条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
8 定期払込保険料の変更 (第22条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券

9	特約死亡給付金受取人の変更 (第29条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書
10	遺言による特約死亡給付金受取人の変更 (第29条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 遺言書が検認されたことを証する書類 (4) 旧契約者の除籍抄本 (5) 申出人の印鑑登録証明書 (6) 申出人と旧契約者との相続関係を証する戸籍謄本 (7) 保険証券 (8) 被保険者の同意書
(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

主約款の別表3と同じです。